



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 新たに生じた土地の確認【総務市民局市民部区政推進課】

2

- 町の区域の変更【総務市民局市民部区政推進課】

3

北九州市告示第 4 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和 7 年 1 0 月 7 日に確認した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 0 、 1 の 3 3 、1 の 3 7 から 1 の 3 9 まで、1 の 4 1 地先公有水面埋立地	1 万 5 , 7 9 6 . 9 1
北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 0 、 1 の 3 3 、1 の 3 4 、1 の 3 6 、1 の 4 0 、 1 の 4 1 、1 の 4 3 地先公有水面埋立地	9 万 3 , 3 0 8 . 1 9
北九州市若松区響町三丁目 2 7 地先公有 水面埋立地	6 万 8 , 9 2 2 . 0 2
北九州市若松区響町三丁目 2 7 、3 0 地先 公有水面埋立地	3 1 万 2 3 8 . 8 5

北九州市告示第 4 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 次の区域を門司区新門司北三丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 0、1 の 3 3、1 の 3 7 から 1 の 3 9 まで、1 の 4 1 地先公有水面埋立地 1 万 5, 7 9 6. 9 1 平方メートル
北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 0、1 の 3 3、1 の 3 4、1 の 3 6、1 の 4 0、1 の 4 1、1 の 4 3 地先公有水面埋立地 9 万 3, 3 0 8. 1 9 平方メートル

2 次の区域を若松区響町三丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町三丁目 2 7 地先公有水面埋立地 6 万 8, 9 2 2. 0 2 平方メートル
北九州市若松区響町三丁目 2 7、3 0 地先公有水面埋立地 3 1 万 2 3 8. 8 5 平方メートル